



今までに認定された主な事業



H25	ゴミ減量・分別・リサイクル促進事業(環境政策課)	ごみを増やさない・資源ごみを無駄にしない・ごみ当番の手を煩わせないの「ごみ三ない運動」の推進。
	ころ柿文化祭事業(産業振興課)	ころ柿を使ったレシピコンテストや、ころチョコづくりコーナー等、ころ柿の新たな可能性を模索。
	あつぷる祭事業(子育て支援課ほか4課)	工作ショーや子どもとのスキンシップ、親同士の交流を深めた。
H26	花いっぱいまちづくり(都市整備課)	塩山ふれあいの森総合公園に彼岸花の球根を植え、花いっぱいのまちづくりを推進。環境保全の大切さを伝えた。
	市民運動実施率アップ・競技技術向上事業(生涯学習課)	スポーツ鬼ごっこを通じて、参加者の運動意欲や体力の向上を目指して開催。技術の向上やスポーツを通じてコミュニケーションのとり方など体験から学んだ。
	地域の防災力強化事業(総務課)	避難訓練、住宅の耐震化や危機管理の講演会など様々な防災訓練を実施。自主防災組織の充実の促進や各団体の役割分担等の確認の場となった。
H28	小滝不動尊を護る会事業(文化財課)	地域の守り神を維持・継承するとともに、収穫祭等を行いながら地域の活性化を目的とした事業。
	熊野神社子ども神輿活性化事業(文化財課)	地域の祭の継承や地域の伝統文化を守り、次代を担う子どもたちの健全育成を目的とした事業。
	重伝建景地区景観改善事業(文化財課)	歴史的景観に対する住民意識の向上と多くの人に景観形成活動を普及するための事業。
H29	小屋敷堰・井尻堰遺跡の調査・修復・保存・啓蒙活動を中心とした地域活性化事業(文化財課)	地域住民や将来を担う子どもたちの地元の歴史文化への関心を醸成するため、堰の取り入れ口近傍の遺跡の修復整備や標識等の設置、パンフレットを作成し、地元中学校での学習会や市民を対象に見学会を行った。
H30	岩堂観音景観改善事業(文化財課)	ごみステーションの整備や参道樹木の枝払いなど、景観形成の向上や地域活性化、地域資源の周知を目的とした事業。
	甲州ふるさと劇団公演(生涯学習課)	初の自主公演を実施。甲州市の魅力再発見をテーマにした演劇を通し、青少年の育成など、地域の人材を活かした文化活動の振興を目的とした事業。
R1	山村打ちばやし活性化事業(文化財課)	伝統の継承と世代間や地域間を超えてのコミュニティの場として、打ちばやしを活用し、地域活性化を図る事業。
	菱山地区小丸山周辺整備事業(文化財課)	地域コミュニケーション活動の大切な拠点であり、その小丸山周辺の整備(参道整備・樹木整備・石碑整備)を行い、地元住民や観光客などが安全に訪れられる環境を整える事業。
	虹に会える街道の創造(建設課)	フルーツライン沿線の果樹園等の空き地を有効活用し、ジャーマンアイリスを植栽し、初夏～夏の観光客の増加や果樹栽培への理解と交流を促進し地域の活性化を図る事業。
R4	窪地区環境美化事業(農林振興課)	憩いの場、子どもたちの食育学習の場として活用していくため、地域の耕作放棄地の不法投棄物等を除去し、整備を行う事業。
	甲州気候変動市民アクション(環境課)	気候変動に関する知識や情報の発信、省エネ・再エネ・リサイクル等のイベントや講演会等を広く行い、ゼロカーボンシティの実現を目指し活動していく事業。

市民提案型

令和5年度



「甲州市市民提案型協働のまちづくり事業補助金制度」の事業を募集します。

地域の問題や課題を、みなさんと市と一緒に解決していく活動への補助金制度です。身近なアイデアや気づきから問題の解決策を考え、市に提案・相談し、一緒に解決に向けて活動していただく団体の事業が対象です。提案いただいた事業の中から、市と協働で実施するのにふさわしい事業かどうか、審議会で協議し、選ばれた事業に対して支援の限度額(1事業20万円以内)を、予算の範囲内で交付します。

■事業概要

提案していただく事業は、本パンフレットに記載されている「対象事業」に合致する内容であれば、自由にテーマが設定できます。市と協力して活動することにより、地域の社会的課題が解決し、市民活動が活性化し、協働のまちづくり事業が発展していくアイデアの提案を、市民、市民活動団体、NPO法人及び行政区等からいただき、**提案団体と市が共通の目的を持って、選考された提案事業を協働で実施することにより、その相乗効果が認められる公益性の高い事業**に対する支援です。

■募集期間

令和5年9月29日(金)まで

※令和6年3月までに実施し、完了する事業を募集します。



【問い合わせ】 甲州市役所 市民課 市民協働推進担当
TEL 0553-32-5583 / FAX 0553-32-3072

■応募方法

次の書類に必要事項を記入のうえ、令和5年9月29日(金)までに市民課 市民協働推進担当へ持参又は郵送してください。(令和5年9月29日(金)必着です。郵送の場合は、必ず到着しているか確認の連絡をお願いします。)

* 様式は、甲州市ホームページからダウンロード又は市民課窓口でお渡しします。

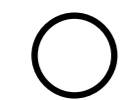
【提出書類】

- ・市民提案型協働のまちづくり事業補助金申請書(様式第1号)
- ・事業計画書(様式第2号)
- ・収支予算書(様式第3号)
- ・団体調書(様式第4号)
- ・会員名簿(氏名・住所を記載した名簿を作成。既存の名簿があればその写し)
- ・その他参考資料(団体の規約、会則、定款等、前年の決算書等があればその写し)



**協働事業に応募を希望される場合には、必ず事前に市民課にご相談ください。
ご相談をふまえて、関係する所管課と事前に協議・調整を行います。**

■対象事業



対象事業

- ① 市の事務事業のうち協働事業として実施することが適当な事業
- ② まちづくりの推進を図る事業
- ③ 保健、医療又は福祉の増進を図る事業
- ④ 環境の保全を図る事業
- ⑤ 教育、文化、スポーツの振興を図る事業
- ⑥ 国際化の推進を図る事業
- ⑦ 安全を図る事業
- ⑧ その他、地域の活性化や振興に資するものと市長が認める事業



対象外

- ① 特定の個人や団体のみ利益や営利を目的とした事業
- ② 政治、宗教、選挙活動に関わる事業
- ③ 特定の個人や団体のみが利用する施設等の建設、整備、修理を目的とする事業
- ④ 特定の個人や団体のみが必要とする学術的な研究事業
- ⑤ 特定の個人や団体のみが必要とする調査に関する事業
- ⑥ 地域の祭りや特定の個人、団体のみ交流行事、親睦会的なイベントに関する事業
- ⑦ 公序良俗に反する事業
- ⑧ 国、県、市から補助金を受けて実施する事業や、指定管理者制度に関わる事業

■応募資格

市内に事務所および活動場所を有する団体で、次の各号のいずれにも該当し、かつ営利を目的としないものとします。法人格は問いません。

1. 市内に在住、在勤、通学している市民協働に関心がある個人で構成された団体で、団体代表者が成人であること。
2. 適切な会計処理が行われること。
3. 宗教活動や政治活動を目的とするものではないこと。
4. 暴力団又はその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しないものの統制の下にないこと。

■申請手順

